

平成 29 年 3 月定例教育委員会会議録

1. 日 時 平成 29 年 3 月 29 日（水）午後 2 時 30 分～午後 3 時 35 分

2. 場 所 市役所新館 4 階 第 2 委員会室

3. 出席者

委員長 谷口 馨 委員長職務代理者 野口 和江 委員 中野 俊勝
委員 河野 さおり 教育長 樋口 利彦

4. 事務局出席者

教育総務部長 小山 藤夫／学校教育部長 須賀 俊介／生涯学習部長 濱上 剛志
総務課長 大西 謙次／学校給食課 山本 隆彦／学校管理課長 山本 千尋
産業高校学務課長 古谷 利雄／学校教育課長 松村 慎治／人権教育課長 阪本 美奈子
生涯学習課長 西尾 征樹／スポーツ振興課長 藪 嘉正／郷土文化室長 小堀 頼子
図書館長 玉井 良治
総務課参事 高井 哲也

開会 午後 2 時 30 分

前回会議録について承認された。本会議録署名者に中野委員を指名した。

傍聴人 0 名

○谷口委員長

ただいまから、3 月定例教育委員会会議を開催します。

報告第 16 号 新小学 1 年生への寄贈について

○谷口委員長

報告第 16 号 新小学 1 年生への寄贈について、事務局から説明をお願いします。

○山本学校管理課長

報告第 16 号につきましては、新小学 1 年生への寄贈についてです。

「テレビ岸和田れんらくちょう」を平成 29 年度の新小学 1 年生の児童数分いただいています。岸和田市立小学校に入学する新 1 年生に利用してもらうため、株式会社テレビ岸和田様より入学祝ということで寄贈いただきました。「テレビ岸和田れんらくちょう」については、テレビ岸和田様から直接、各小学校に配送し、児童への配布は 4 月 6 日の入学式に行う予定です。

○谷口委員長

何かご意見等ございませんか。ないようですので、次の報告に移ります。

報告第 17 号 反射タスキの寄贈について

○谷口委員長

報告第 17 号 反射タスキの寄贈について、事務局から説明をお願いします。

○松村学校教育課長

報告第 17 号につきましては、反射タスキの寄贈についてです。

寄贈品は、自転車通学用反射タスキ 500 本（換算額 165,000 円）です。自転車通学の生徒の安全確保を図るため、市内の自転車通学をしている 4 中学校で、生徒数で約 400 名が該当します。4 月からヘルメットの着用について学校で進めています。併せて、安全確保のために、岸和田千亀利ライオンズクラブ様から、夜間でも光る反射タスキをいただきました。2 月 16 日のライオンズクラブの例会の中で目録を寄贈いただき、3 月 23 日にその寄贈に対して市長より感謝状の贈呈を市長室で行いました。春休み中に学校へ持って行き、入学式で紹介してもらい、4 月から着用してもらえるようにと考えています。

○野口委員長職務代理者

中学生がクラブ活動後に、暗い中を自転車で帰っている姿を見ましたが、ヘルメットとタスキがあれば非常に安全だと思いますので、寄贈いただき非常に有難いことだと思います。必ず着用するように指導をお願いしたいと思います。制服が黒いので、暗い中では危ないと思いますのでよろしくをお願いします。

○谷口委員長

自転車通学者に義務化するという事ではないのですか。あくまでも推奨ということですか。

○松村学校教育課長

ヘルメットについては、自転車通学時は義務です。

○谷口委員長

タスキについてはどうですか。

○松村学校教育課長

タスキについては、出来るだけ着用してもらおうよう勧めてまいります。

○中野委員

事故防止に繋がるので、非常に有難いことです。ヘルメットの着用を義務付けていますが、自転車保険の加入は義務付けているのですか。

○松村学校教育課長

大阪府の条例で決まっておりますので、加入していると思っています。

○中野委員

4 中学校での許可条件は、例えば距離、通学時間等、各校によって事情が違うので、各校の個別対応になるのですか。

○松村学校教育課長

各校で自転車通学を許可している者に対して、ヘルメットの着用ということになりますが、山滝中学校では全校生徒が対象となります。それは、自転車通学以外でも、一度帰宅してから学校

へ来る時は、誰でも自転車に乗ってきて良いルールにしていますので全員が対象になります。各学校の個別の状況に応じた対応になります。

報告第 18 号 平成 28 年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査結果（岸和田市概要）について

○谷口委員長

報告第 18 号 平成 28 年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査結果（岸和田市概要）について、事務局から説明をお願いします。

○松村学校教育課長

報告第 18 号につきましては、平成 28 年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査結果（岸和田市概要）についてです。

この結果について、市民に対しまして説明責任を果たすものです。そして、本年度の結果を踏まえて改善についてのポイントを明確にし、体力向上を推進していこうとするものです。

概要につきましては、1 ページ目を実施期間や対象、調査事項について記載しています。2 ページ目からは、岸和田市の結果の概要について、具体的な数値を記載しております。平成 27 年度から 28 年度にかけて、小学校 5 年生、中学校 2 年生のいずれも昨年度の市平均と変化は見られませんが、数値的には若干上がっております。中学校 2 年生の女子においては、大阪府平均よりも低い状況が見られます。種目別平均の岸和田市の数値に二重下線が付いているのは、全国及び大阪府平均を上回っていて、一重下線が付いているのは、全国もしくは大阪府のどちらかの平均を上回っているものを示しています。全体的に少しずつですが、上回ってきている種目もあります。

4、5 ページ目に質問紙調査の結果について記載しています。

質問①“運動やスポーツをすることは好きですか？”の小学校 5 年生の結果については、「好き」、「やや好き」と回答した割合は、全国・大阪府平均と大きく変わりません。

質問②“体力に自信がありますか？”では、全国・大阪府平均よりも低かったです。

質問③“体育の授業は楽しいですか？”の回答でも全国・大阪府平均よりも低く、運動に対する意欲や好きかという点では低くなってきています。

質問④“体育の授業以外での 1 週間の総運動時間の平均”につきましても、女子の総運動時間は全国・大阪府平均よりも短くなっています。

質問⑤“これまでの体育の授業で「できなかったことができるようになった」きっかけの理由”につきましては、『先生に個別にコツやポイントを教えてもらった』、『先生や友達のまねをしてみた』、『友達に教えてもらった』の回答割合が大きくなっています。

6、7 ページには中学校 2 年生の質問紙調査の結果を載せています。

質問③“保健体育の授業は楽しいですか？”の結果について、「楽しい」、「やや楽しい」という肯定的な回答の割合は、全国・大阪府平均よりも低くなっております。

質問④“総運動時間の平均”についても、女子では全国・大阪府平均よりも全体的に低いものです。

質問⑤ “「できなかったことができるようになった」きっかけの理由”については、『先生に教えてもらった』、『自分で工夫して練習した』、『先生や友達のまねをしてみた』、『友達に教えてもらった』という回答が多いです。また、『できるようになったことがない』という回答も全国より高くなっています。

8ページ目には、学校に対する質問紙調査の結果を載せています。これは、学校が答えているものですが、質問①“学校全体で、体力・運動能力の向上のための目標を設定していますか？”については、小学校ではほとんど差はありませんでしたが、中学校では「している」と答えた割合が少し低くなっています。

9ページ目の「全体の考察」では、少しずつですが全国・大阪府平均との記録の差というのは縮まってきています。体力の要素で見ますと、傾向として「20mシャトルラン」と言いまして持久力を測るものがあり、そこが特に低いということがありまして、ねばり強く続けていくことについて課題があると言えます。特に中学生男子の回答の結果で、体育の授業が「楽しい」と思う回答の割合が低くなっています。女子においては、小学生よりも中学生で体育の授業が「楽しい」と思う回答の割合が低くなっていて、そのあたりの改善が必要かと思っています。

そのための取組みということで、三点掲げております。特に“体力向上支援委員会の設置”ということで、学校からの代表の方も含めて出席していただき、考えていっているところです。取組みとしては、この4月から「持久力」ということで、これまでは「持久走チャレンジシート」の作成もしましたが、長なわとびや短なわとび、スキップロープにつままして年間を通じて取り組んでもらうように進めていこうと思っています。

○野口委員長職務代理者

中学校へ行ってから、“授業が楽しくない”という回答が増える傾向にあるようですが、学校教育課として、何故、中学校に行くと体育の授業が楽しくなくなるのか、どのように考えていますか。

○松村学校教育課長

中学校になりますと体力差も出てきますし、種目によっては「出来る」、「出来ない」ということが、はっきりとしてくるところもあると思います。小学校の発達段階から比べますと、「出来ない」ということになると「楽しい」と感じる以前に、運動することに対して抵抗を感じたり、苦手意識を持ったり、そういう気持ちが小学校の時よりは強くなってくると思います。

質問紙調査の中にも“友達との関わりの中で出来るようになった”という、先生よりは友達の中でということが中学生の中では出てくるのかと思います。そういった中で、授業の改善や工夫など、そういったところが必要かなと思います。

○野口委員長職務代理者

小学校の教員で体育を専門にしていた人は少ないと思いますが、中学校では体育の教師は専門家ですので、それだけに生徒たちに体育の魅力を知らせて、生徒たちの気持ちをひっぱり出すような努力や研修など、専門家だからこそ苦手な生徒や引込んでしまう生徒についての取組みをしっかりと検討していただきたいなと思います。

○須賀学校教育部長

十何年か前ですが、泉南の教育課程研修会で岸和田市の中学校の体育の先生が、体育の授業の陸上競技について発表しました。ハードルの個人内評価で、何月何日のタイムは何秒で、何月何日のタイムは何秒だったと、綿密に記録して、「あなたはこれだけタイムが上がりましたよ」、「あなたは上手いがタイムが上がっていないよ」など、そういうところに着目しながらする指導法を発表して評価された、ということもしていますので、まだまだ研究途中だと思いますが、得意分野だけ頑張るといっているのは減っていると思います。

○野口委員長職務代理者

「トップアスリート小学校ふれあい事業」の内容を教えてください。

○松村学校教育課長

例えば、バスケットボールやサッカーのプロのチームや選手を小学校等へ派遣して、その競技の魅力を感じてもらえるような大阪府の事業でもあるので、そういったものも積極的に活用して取り組んでいくものです。たくさん的人数ではなく数名の選手に学校へ来てもらって、子供たちと一緒にやってもらう事業です。

○中野委員

今回の全国結果で、女子は小学校、中学校とも二年連続で過去最高でした。男子については、小学校5年生で昨年度は過去最低でしたが、今回僅かに上回りました。中学校2年生については、過去最高の12年度に次ぐ高得点であったと結果が出ています。全国的な傾向をしっかりと分析する必要があると思います。それに関連しまして、体力向上支援委員会が設置され、検討していくということですが、ここで参考にしている“全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果”のデータは、今日の資料ですか。

○松村学校教育課長

そうです。本日、このような形で報告させていただいておりますが、この結果をもとに支援委員会で検討していきます。

○中野委員

今日の資料は、運動習慣に関する質問紙調査結果で、もっと質問紙法が多いですね。支援委員会では質問紙法の全てにおいての傾向を見てもらう必要があると思います。全国的な傾向を言えば、平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果がスポーツ庁から分析結果と取組み事例が出ていますが、こういう観点があるのかと、かなり参考になります。

例をあげると、児童生徒への質問紙調査で“次のことは、あなたにどれくらいあてはまりますか？”で「ものごとを最後までやり遂げてうれしかったことがある」という“達成感”、「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している」という“挑戦”、「自分には、よいところがあると思う」という“自己肯定感”の項目で、肯定的な回答の場合には、運動について高い結果が出ています。1週間の運動時間についても、この結果に関連しているようなことが出ていました。スポーツ庁のまとめで、例えば、教育委員会の取組みというところで、“体力の高い児童生徒は幼児期に様々な運動を経験している”ことがわかり、「幼稚園、保育所への訪問」、「研修会開催によ

る取組み促進」など、具体的な取組みも表しています。ものすごく参考になって、今日の資料に出ているような範囲ではなく、もっと広い範囲で検討していて、体力向上支援委員会の設置においては、全国の結果や事例、取組みについて参考にしてもらって、広い視野で検討してもらう必要があると思います。他にもまだまだあるのですが、直接見てもらえれば参考になると思います。同じ内容は、年度は遅れますが文部科学省で、全国調査の分析結果と取組み事例を出しています。本日の資料を見まして同じ内容を経年で追いかけて見ていくことも大事で意味があると思いますが、今までと違った角度から見たり、視野を広げて検討し直してみるのは、是非、必要だと思いますので検討していただきたいと思います。

もう一点、学校質問紙調査の中で、“平成28年度の全国体力・運動能力に係る取組みにおいて、外部人材をどのような場面で活用していますか？（複数回答可）”という質問があります。これについて、本市ではどのような結果が出たのかとすごく関心があります。後日でも教えていただければと思います。何故、こういうことを言うかということ、小学校、中学校ともに質問⑤“これまでの体育の授業で「できなかったことができるようになった」きっかけ、理由はどのようなものがありましたか？”で、先生や友達に教えてもらったなど、良い見本を見て学ぶことは出来ることにつながります。そういう意味で、体力・運動能力以外にも開かれた学校として外部人材の活用についてずっと言われていますので、特に今回の調査に関連して、連携協力関係にあります大阪体育大学の学生の運動能力は抜群に良いので、学生の力を借りて良い見本を見せてもらう機会を増やせば絶対にプラスになると思います。外部人材を活用する努力をしていただきたいと思います。

○谷口委員長

先ほどから出ています“「できなかったことができるようになった」きっかけ”の小学校5年生女子で、「授業外の時間に先生に教えてもらった」の回答割合が、全国や大阪府の割合に比べて突出して高くなっていますので、授業外の時間をかけてやっていただいている先生がおられることに感謝申し上げたいと思います。

何よりも楽しいということが必要だと思います。記録を目指せる人は記録で楽しめるのですが、そうでない人はただ苦痛になってしまう恐れがあります。中学校の先生は体育の専門家ですので、何か楽しむような要素を作っていただければと思います。

健康推進課でやっています“健康ポイント”というものがあって、ポイントをためると何か物品がもらえます。物品でどうこうではないですが、やってみると楽しい、やってみると達成できたということに繋がるのかと思いますので、先生にもそういうところも考慮いただければ有難いと思います。

報告第19号 展示資料の寄附について

○谷口委員長

報告第19号 展示資料の寄附について、事務局から説明をお願いします。

○小堀郷土文化室長

報告第 19 号につきましては、展示資料の寄附についてです。

教科書等の資料一式を郷土文化室が行う展示や研究に使用のため、泉佐野市在住の土井日吉様より 2 月 7 日にいただきました。

参考までに古い教科書については、科学技術教育センターのひとつのスペースに平成 17 年度以降の過去 10 年間さかのぼった教科書が保管されていますが、10 年ごとに処分されていくということです。今回、ご寄附いただいたものは、それよりも以前の教科書でかなり古い年代のものになりますが、市として所有しておくことで何かの役に立てることもあるかと思い郷土文化室でいただきました。

○谷口委員長

昭和の建造物の文化財がどうかという議論もありましたが、教科書もここまで古いものだと価値もあるでしょう。また展示するということになるのでしょうか。

○小堀郷土文化室長

機会をうかがってと思っています。

○谷口委員長

報告は以上になりますが、他に何かありませんか。

ないようですので、議案の審議に移ります。

議案第 16 号 岸和田市教育委員会事務分掌規則等の一部改正について

○谷口委員長

議案第 16 号 岸和田市教育委員会事務分掌規則等の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

○大西総務課長

議案第 16 号につきましては、岸和田市教育委員会事務分掌規則等の一部改正についてです。

岸和田市教育委員会事務分掌規則の他にふたつの規程の改正をお願いするものです。

改正の理由は、一つに組織機構の見直しに伴う教育委員会総務課で行っていました幼稚園に係します窓口業務が、市長部局の子育て応援部に移ることから規則を改正するものです。二つ目に先の条例改正で附属機関の名称等が改められたことについて、規則等で準用している部分、市長部局の規則改正に伴い教育委員会規則等との整合性を図るということでの改正をするものです。三つ目に教育委員会から発出しています“指令”、“達”の文書の取扱いについて、齟齬がありましたのでそこを統一するというので、規則等の改正を行いたいと思います。

《岸和田市教育委員会事務分掌規則》の改正内容

教育総務部総務課の事務分掌中、「就園就学奨励」の「就園奨励」につきましては子育て応援部に事務が移りますので、「就学奨励」に改めます。次に「保育料等の徴収に関すること」について、幼稚園の保育料やアフタースクールの保育料につきましても子育て応援部で対応することになりましたので、削除いたします。また、学校教育部人権教育課の事務分掌につきまして、附

属機関の名称が変更になったことから「適正就学指導」を「就学支援」に改めます。

《岸和田市教育委員会事務決裁規程》の改正内容

小学校及び中学校の校長が専決できる事項の規定について、市長部局の規程にも規定されていて、まずは市長部局の規程を見に行くこととなりますので教育委員会の規程から削除します。

教育長の決裁事項の代決の規定で、教育長が不在で急を要するときは“教育次長”がその事項を代決する規定になっていますが、現在、“教育次長”はいませんので、“教育次長”がいないときには「主管の部長」が代決するように改めます。

共通専決事項に「教育財産の管理換え及び目的外使用に関する事」、「目的外使用料の減免に関する事」について、教育委員会で決裁できるよう追加します。今まで許可は教育委員会で、減免は市長の決裁が必要でしたが、一連の処理を教育委員会で決裁できるようにしました。次に、教育委員会で立てた計画に対して「意見聴取に関する事」いわゆるパブリックコメントに関する決裁規定を追加しています。

また、個別専決事項の教育総務部総務課に関する事項中、「就園就学奨励」を「就学奨励」に改めています。

《岸和田市教育委員会文書管理規程》の改正内容

文書を発出するときの番号を取る指令簿を総務課で置いていましたが、各課で指令簿を作って番号を取った上で文書を発出するよう、各課に指令簿を置くように改めています。各課で番号を取る際、部・課の頭文字を取った記号を付けますが、昨年度、学校給食課の記号を定める改正に齟齬があり、学校教育部及び生涯学習部の記号の表がなくなったので元に戻すよう改正をします。

○中野委員

あまり聞き慣れない用語で、“指令”や“達”の違いやどういう意味があるのか教えてください。

○山本学校管理課長

“指令”は許可等をする際に付けます。“達”は“指令”で行った許可等を取り消す場合に付けます。

○谷口委員長

他に何かご意見ございませんか。ないようですので原案のとおり承認します。

議案第 17 号 岸和田市公立学校職員就業規則及び岸和田市立学校管理運営に関する規則の一部改正について

○谷口委員長

議案第 17 号 岸和田市公立学校職員就業規則及び岸和田市立学校管理運営に関する規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

○大西総務課長

議案第 17 号につきましては、岸和田市公立学校職員就業規則及び岸和田市立学校管理運営に関する規則の一部改正についてです。

改正の理由は、平成 11 年 4 月に感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が施行されました。それまでは、伝染病という言葉が使われていました。また、結核予防法も感染症予防法に統合され、法律が施行されたときに改正しておかなければならなかった部分を今回改正するものです。

《岸和田市公立学校職員就業規則》の改正内容

第 31 条で家族の中に感染症にかかった場合に、職員に就業させないことがあるという規定中、「結核性疾患又は法定伝染病」を「学校保健安全法施行規則に規定する感染症」に改めます。

《岸和田市立学校管理運営に関する規則》の改正内容

第 25 条で伝染病が発生した時に学校を臨時に休業等させるという規定中、「伝染病」を「学校保健安全法施行規則に規定する感染症」に改めます。

○谷口委員長

岸和田市公立学校職員就業規則の改正で、第 31 条第 2 項の変更前「前項の法定伝染病の場合には～」で、変更後「前項の場合には～」となっていますが、前項の後ろに“感染症”という言葉は入れないのですか。岸和田市立学校管理運営に関する規則では、“感染症”という言葉が入っています。意味は通るのですがどうでしょうか。

○大西総務課長

確認させていただきます。

○谷口委員長

他に何かご意見ございませんか。ないようですので、原案のとおり承認します。

議案第 18 号 岸和田市立小中学校及び幼稚園空調設備整備事業者選定等委員会規則の制定について

○谷口委員長

議案第 18 号 岸和田市立小中学校及び幼稚園空調設備整備事業者選定等委員会規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

○山本学校管理課長

議案第 18 号につきましては、岸和田市立小中学校及び幼稚園空調設備整備事業者選定等委員会規則の制定についてです。

岸和田市附属機関条例に基づきまして、平成 29 年 4 月から新たに岸和田市立小中学校及び幼稚園空調設備整備事業者選定等委員会の設置に伴い、岸和田市立小中学校及び幼稚園空調設備整備事業者選定等委員会規則を制定するものです。

規則の内容は、第 1 条に趣旨、第 2 条に組織、第 3 条に委員の任期、第 4 条に委員長、第 5 条に会議、あと第 6 条から第 8 条まで規定し、平成 29 年 4 月 1 日から施行するものです。附則で岸和田市審議会等の委員の公募に関する条例施行規則第 3 条に本委員会を加えます。第 3 条は、委員の公募を行わない規定になっており、本委員会については専門的技術を要するため公募を行わないものとします。

また、岸和田市審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例施行規則第2条に本委員会を加えます。第2条は、会議の傍聴及び会議録の公開を行わない規定になっており、本委員会については募集に関する議案もあり、事前に情報が漏れると業者間で不公平が生じることもありますので、会議の公開は行いません。会議録につきましても、業者からの提案内容等の審査を行っていただく際、業者のノウハウ等の話しも出ることから公開できないものとします。

最後に岸和田市立小中学校及び幼稚園空調設備整備事業者選定等委員会規則は、平成30年3月31日に限り、その効力を失います。

○谷口委員長

何かご意見ございませんか。ないようですので、原案のとおり承認します。

議案第19号 岸和田市立小中学校及び幼稚園空調設備整備事業者選定等委員会委員の委嘱について

○谷口委員長

議案第19号 岸和田市立小中学校及び幼稚園空調設備整備事業者選定等委員会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

○山本学校管理課長

議案第19号につきましては、岸和田市立小中学校及び幼稚園空調設備整備事業者選定等委員会委員の委嘱についてです。

議案第18号の規則に基づきまして、委員の委嘱をするものです。委員の定数は5名で、都市の整備、建築、環境及び学校教育に関し学識経験を有する方をお願いしたいと思います。また、4月1日の委嘱を考えております。

○谷口委員長

何かご意見ございませんか。ないようですので原案のとおり承認します。

議案第20号 岸和田市立産業高等学校学則の一部改正について

○谷口委員長

議案第20号 岸和田市立産業高等学校学則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

○古谷産業高校学務課長

議案第20号につきましては、岸和田市立産業高等学校学則の一部改正についてです。

議案第17号でも改正理由及び内容の説明がありましたが、同様に「伝染病」を「感染症」に改めるものです。

○谷口委員長

何かご意見ございませんか。ないようですので原案のとおり承認します。

議案第 21 号 岸和田市適正就学指導等に関する委員会規則等の一部改正について

○谷口委員長

議案第 21 号 岸和田市適正就学指導等に関する委員会規則等の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

○阪本人権教育課長

議案第 21 号につきましては、岸和田市適正就学指導等に関する委員会規則等の一部改正についてです。

附属機関「岸和田市適正就学指導等に関する委員会」の名称を「岸和田市就学支援等に関する委員会」と改正したことに伴い、関係する規則等の整備を図るものです。

《岸和田市適正就学指導等に関する委員会規則》の改正内容

題名を「岸和田市就学支援等に関する委員会規則」に改めます。また、第 1 条中、「岸和田市適正就学指導等に関する委員会」を「岸和田市就学支援等に関する委員会」に改めます。

《岸和田市教育委員会審議会等の委員の公募に関する条例施行規則》の改正内容

公募によらない審議会等の規定の第 1 条中、「岸和田市適正就学指導等に関する委員会」を「岸和田市就学支援等に関する委員会」に改めます。

《岸和田市教育委員会審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例施行規則》の改正内容

公開しない審議会等の規定の第 2 条中、「岸和田市適正就学指導等に関する委員会」を「岸和田市就学支援等に関する委員会」に改めます。

これらの規則等は、平成 29 年 4 月 1 日からの施行となります。

○谷口委員長

“適正”という言葉が、何が“適正”なのかという問題が及んでいるということですか。

○阪本人権教育課長

“適正”という部分もありますし、“指導”という部分も関わって、“指導”するというより“支援”するということです。

○中野委員

議案とは別ですが、岸和田市教育委員会審議会等の委員の公募に関する条例施行規則第 2 条中、岸和田市学校園結核対策委員会と“結核”が残っています。

○阪本人権教育課長

関係部署で考えていただければと思います。

○大西総務課長

市長部局の規定の中に文言が残っている部分もありますので、市長部局で改正するということになります。

○中野委員

指摘しといてもらえたらと思います。

○谷口委員長

他に何かご意見ございませんか。ないようですので原案のとおり承認します。

議案第 22 号 岸和田市教育委員会表彰規則に基づく追加表彰について

○谷口委員長

議案第 22 号 岸和田市教育委員会表彰規則に基づく追加表彰について、事務局から説明をお願いします。

○教スポーツ振興課長

議案第 22 号につきましては、岸和田市教育委員会表彰規則に基づく追加表彰についてです。

平成 28 年 10 月 1 日以降の岸和田市教育委員会表彰規則第 4 条第 2 号に基づき追加表彰するものです。表彰式は総合体育館で、4 月 15 日の市民大会総合開会式におきまして実施する予定です。表彰者は 4 名を予定しています。

○谷口委員長

何かご意見ございませんか。

素晴らしい結果を残し、大きな大会へ進まれるということで活躍を期待したいと思います。

原案のとおり承認します。

議案第 23 号 教育長職務代理者の指名について

○谷口委員長

議案第 23 号 教育長職務代理者の指名について、事務局から説明をお願いします。

○大西総務課長

議案第 23 号につきましては、教育長職務代理者の指名についてです。

平成 29 年第 1 回定例市議会の最終日の 3 月 23 日に、4 月 1 日からの新教育長が議会の同意を得て樋口教育長が任命されました。教育長の任期は、平成 32 年 3 月 31 日までの 3 年間になります。教育長に何かあった場合、その職務を代理する教育長職務代理者を決めておかなければならないということが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項に規定されています。職務代理者につきましては、教育長と教育委員会を構成する教育委員の中から決めなければなりません。決め方につきましては、教育長が指名すると法で規定されていますので、4 月 1 日からの教育長職務代理者について教育長より指名していただきたいという議案です。

○谷口委員長

教育長の指名ということですので、樋口教育長、指名をお願いします。

○樋口教育長

指名ということですので、引き続き野口委員を指名させていただきたいと思います。

○谷口委員長

教育長より教育長職務代理者に野口委員の指名がありました。野口委員、よろしくをお願いします。

○谷口委員長

全ての案件が終了しましたが、他に何かございませんか。

ないようですので、これをもちまして本日の定例教育委員会会議を閉会します。

閉会 午後3時35分

本会議録に相違ないことを認め署名する。

委員長

署名委員